

第 22 回南種子町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和 7 年 5 月 26 日（月）午前 9 時 29 分から 10 時 02 分
2. 開催場所 研修センター 2 階大会議室

3. 出席委員

会長	1 2 番	石堂 かよ子		
会長職務代理者	1 1 番	牛野 進一郎		
農業委員	1 番	久保田 力雄	2 番	砂坂 浩一郎
	3 番	高田 真盛	4 番	黒木 りか
	5 番	小山 幸良	6 番	中之藪 堅二郎
	7 番	寺内 秀昭	8 番	福 富久
	1 0 番	上山 幸夫		

農地利用最適化推進委員（順不同）

イ.	崎田 善昭	ロ.	浦口 啓一郎
ハ.	上妻 亜紀	ニ.	片板 大作
ホ.	雨田 俊哉	ヘ.	野里 一則

4. 欠席委員

農地利用最適化推進委員（順不同）

ト.	小脇 尚武	チ.	原田 晃生
----	-------	----	-------

5. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 議案協議

- 議案第 1 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項及び第 4 項の規定による令和 7 年度第 14 号農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定について
- 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 議案第 4 号 農地法第 2 条の規定にある農地でない旨の証明（非農地証明）について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	才川 いずみ
農地振興係長	中峯 智恵美

7. 会議の概要

- 議長 長 ただ今から、第22回 農業委員会定例総会を開会いたします。
- 議長 長 日程第1、議事録署名委員の指名ですが、私の方より指名してよろしいでしょうか。
(「はい。」の声あり。)
- 議長 長 異議がないようですので、私の方より指名します。議席番号2番 砂坂浩一郎委員、3番 高田真盛委員を指名します。
- 議長 長 日程第2、(議案協議) 議案第1号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項及び第4項の規定による令和7年度第14号農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見決定について、を議題にします。
議案説明の前に、整理番号1番において、2番委員が、議事参与の制限に該当します。
2番委員は、退席をお願いします。
(2番委員、退席)
- 議長 長 それでは、事務局より議案第1号の説明をお願いします。事務局。
事務局 資料の4ページをお開きください。
議案第1号、農用地利用集積等促進計画(案)の承認について、整理番号1番をご説明いたします。
整理番号1番、南種子町〇〇××番地、A・75歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、B・67歳が耕作者です。土地の所在は〇〇字▽▽××番ほか1筆、地目はすべて畑、面積は2筆合計●●㎡で甘藷を耕作します。賃借料は10アール当り〇〇円の年額〇〇円で口座振込、期間は5年の新規設定です。図面は5ページ、6ページに添付しております。
以上です。
- 議長 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。議案第1号について質疑はありませんか。
(「異議なし。」の声あり)
- 議長 長 異議がないようですので、議案第1号 整理番号1番について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)
全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。
議案第1号 整理番号1番については、原案のとおり決定いたしました。
- 議長 長 2番委員の入場を求めます。
(2番委員、着席)
- 議長 長 それでは、事務局より議案第1号 整理番号2番の説明をお願いします。事務局。

事務局

資料の2ページをお開きください。

議案第1号は、農用地利用集積等促進計画（案）の承認についてです。農用地利用集積等促進計画、農地中間管理権2件を定めたいので、承認を求めます。

3ページをご覧ください。

農地中間管理事業による利用権の設定、総括表になります。

存続期間は令和7年8月1日から令和12年7月31日までの5年間で2件です。

資料は4ページ、内訳書です。整理番号2番をご説明いたします。

熊本県玉名市〇〇××番地、C・62歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、D・78歳が耕作者です。土地の所在は〇〇字▽▽××番、地目は畑、面積は●●㎡で牧草を耕作します。賃借料は10アール当たり〇〇円の年額〇〇円で口座振込、期間は5年の新規設定です。図面は7ページに添付しております。

賃借権を取得しようとする者は、経営規模拡大を図り耕作を継続しております。今後も農作業に従事していくものと認められますので、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定により、要件を満たしているものと考えます。

以上、議案第1号の農用地利用集積等促進計画についての承認を求めます。ご審議方よろしくお願いたします。

議長

説明が終わりました。これから質疑に入ります。議案第1号について質疑はありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

議長

異議がないようですので、議案第1号 整理番号2番について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。（全員挙手）全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。

議案第1号 整理番号2番については、原案のとおり決定いたしました。

議長

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、譲渡人：E、譲受人：F 外1件であります。

議長

議案第2号を議題にします。

それでは、事務局より議案第2号の説明をお願いします。

事務局。

事務局

資料の8ページをお開きください。

議案第2号は、農地法第3条の規定による許可申請について審査を求めらるもので、所有権移転2件です。資料を読み上げます。

整理番号1番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 E。

譲受人は、南種子町〇〇××番地 Fです。

土地の所在が、〇〇字▽▽××番。地目は畑、地積は●●㎡です。

所有権移転で、売買及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、9ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。参考資料は11ページから添付しております。

この件につきましては、5月12日の現地調査により耕作等について確認しております。

整理番号2番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 G。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 Hです。

土地の所在が、〇〇字▽▽××番ほか2筆。地目はすべて田、地積は3筆合計●●㎡です。

所有権移転で、売買及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、10ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。参考資料は16ページから添付しています。

この件につきましては、5月12日の現地調査により耕作等について確認しております。

以上で説明を終わります。

議長 　　ただ今の説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

整理番号1番、地区担当委員が欠員により農地利用最適化推進委員の口推進委員をお願いします。

口推進委員 　　はい、譲渡人のEさんと譲受人のFさんは親戚関係ではなく、同級生になります。14ページ、15ページの地図を見ていただきたいんですけど、地籍がまだ反映されていない地区の農道〇〇線を挟んだ北側中央の畑になります。将来的には〇反ほど拡大の予定をしているそうです。

問題はないものと思います。

議長 　　整理番号2番の地区担当委員は私、12番ですので説明いたします。

12番委員 　　譲渡人のGさんと譲受人のHさんは親戚関係ではありません。Hさんは、3月の総会で5条申請を上げましたが、このHさんはIターンで奥さんが、Iさんのハウスを借りてレザーを作っている方です。Hさんは埼玉を拠点にして、ビジネスをしている方ですが、南種子に腰を据えようということで、前回隣の土地を取得して家を建てようとした件です。

その5条申請の残地の隣になります。これからも経営拡大していくとのことなので、問題はないものと思います。

議長 　　以上で説明を終わります。

議案第2号について質疑はありませんか。

(「はい。」の声あり)

議 長 はい、2番委員。

2番委員 譲受人のHさんは職業が会社役員となっているが、今回新規就農されるのですか。

事務局 資料の18ページをご覧ください。主たる職業は会社役員ですが、農作業暦は1年となっており、奥さんとともに農業をされています。

議 長 2番委員、よろしいでしょうか。

2番委員 はい、分かりました。

議 長 ほかに質疑はございませんか。
(「異議なし。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手) 全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。
議案第2号については、原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、譲渡人：J、譲受人：K 代表取締役 L 外1件を議題にします。

議 長 それでは、事務局より議案第3号の説明をお願いします。
事務局。

事務局 資料の20ページをお開きください。
議案第3号は、農地法第5条の規定による許可申請について審査を求めらるもので、転用申請が2件です。
資料を読み上げます。
整理番号1番。貸人が、南種子町〇〇××番地 J。
借人が、南種子町〇〇××番地 K 代表取締役 Lです。
土地の所在は、〇〇字▽▽××番ほか1筆で、地目はすべて畑。地積は〇〇字▽▽××番が●●㎡のうち●●㎡、同字××番が●●㎡のうち●●㎡で2筆合計●●㎡です。
工事計画は、令和7年6月から令和7年12月までの7ヶ月間。
資金については、土地造成費〇〇円、倉庫建築費〇〇円の合計〇〇円となっており、全て自己資金で賄うものです。
転用目的は、農産物保管倉庫です。
転用事由の詳細としましては、「借人であるKは農産物の生産、販売を行っております。保管倉庫を建築し農産物の保管スペースの不足を解消するため、本申請を行うものです。」とのことです。
周囲の状況につきましては、主に宅地、農地に囲まれており、南側にある既存の倉庫に隣接して新たに倉庫を建築することです。
隣接地等に対する被害防除施設の概要としましては、資料26ページの被害防除計画書をご覧ください。
(1) 造成計画が、盛土を最高0.3m行う。

- (2) それに伴う被害防除策として、緩衝地を設ける。
- (3) 周辺農地に対しての支障対策としては、幅 1.36m程度の緑地、緩衝地を設ける。
- (4) 用排水計画としては、用水は公共上水道、雨水は自然流下、汚水及び生活雑排水については計画なし。

なお、申請地は農用地区域外で都市計画区域内、農地の区分は「第2種農地」の「その他の農地」に該当します。その他参考資料は21ページから添付しています。

整理番号2番。譲渡人が、大阪府堺市〇〇××番地 M。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 N 代表取締役 Oです。

土地の所在は、〇〇字▽▽××番で、地目は畑。地積は●●㎡です。また、同字××番の宅地 ●●㎡が一体利用地となっており、2筆合計●●㎡となります。

工事計画は、許可後から令和8年3月までの10ヶ月間。

資金については、土地取得費〇〇円、土地造成費〇〇円、道路拡幅工事費〇〇円、その他〇〇円の合計〇〇円となっており、全て自己資金で賄うものです。

転用目的は、道路、資材置場です。

転用事由の詳細としましては、「トラック等の車庫が隣接道路の先があり、現在の道路は大型ダンプ等の通行が困難であるため、道路を拡幅し、事業の円滑な運営に資する。また、事業拡大により当該土地の一部については、資材置場として使用する。」とのことです。

周囲の状況につきましては、南側は農地、北、西側は農道に隣接し、東側は一体利用地を挟み町道となっております。また、道路拡幅部分については、工事後、町に寄贈する旨を建設課と協議済みとのことです。

隣接地等に対する被害防除施設の概要としましては、資料33ページの被害防除計画書をご覧ください。

- (1) 造成計画が、盛土を最高1.1m、切土を最高0.8m行う。
- (2) それに伴う被害防除策として、緩衝地を設ける。
- (3) 周辺農地に対しての支障対策としては、三方が道路に面し、南側の農地も一段高くなっているため支障はない。
- (4) 用排水計画としては、雨水は自然流下、用水、汚水及び生活雑排水については計画なし。

なお、申請地は農用地区域外で都市計画区域内、農地の区分は「第2種農地」の「500m以内農地」に該当します。その他参考資料は30ページから添付しています。

この件につきましては、5月12日の現地調査において申請内容等について確認をしております。

以上で説明を終わります。

議長 　　ただ今の説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

整理番号1番、6番委員をお願いします。

6番委員 　　先ほど説明がありましたが、譲渡人のJさんと譲受人のLさんは、親子であります。この度、Kの代表取締役のJさんは、会社の代表取締役を子のLさんに引き継ぎました。現地については、Kの農産物の新しい保管スペースの確保を目的として、農産物保管倉庫を新しく建築するとのことです。問題ないかと思えます。以上簡単ですが、説明を終わります。

議長 　　続いて整理番号2番の説明をお願いします。10番委員。

10番委員 　　2番について説明します。MさんとN代表取締役Oさんとの関係は親戚関係ではありません。

なお、Mさんは大阪の出身の方でございますが、大阪の方が何故〇〇に農地を持っているのかということでございますが、Mさんの奥さんが〇〇出身ということのようです。親からの相続移転の時に奥さんの名義からご主人の名義に変えたということのようです。対価は〇〇円ということですが、これは本人同士の契約でございますので、特に問題はないものと思えます。以上です。

議長 　　これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 　　異議がないようですので、議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。

議案第3号については、原案のとおり決定いたしました。

議長 　　議案第4号 農地法第2条の規定にある農地でない旨の証明(非農地証明)について、申請人:Pを議題にします。

議長 　　それでは、事務局より、議案第4号の説明をお願いします。
事務局。

事務局 　　資料の36ページをお開きください。

議案第4号は、農地法第2条の規定にある農地でない旨の証明(非農地証明)について審査を求めるもので、件数は1件です。

資料を読み上げます。

整理番号1番。申請人及び所有者は、南種子町〇〇××番地 P。

土地の所在は、〇〇字▽▽××番。

登記地目は畑、地積は●●㎡です。

変更年月日については、平成22年頃です。

現況としましては、『平成22年頃から資材置場として利用している』とのことです。

参考資料は 37 ページから添付しております。

この件の内容につきましては、5 月 12 日の現地調査において相違ないことを確認しております。

以上で説明を終わります。

議 長 　　ただ今の説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

整理番号 1 番は、6 番委員。

6 番委員 　事務局から説明があったとおり、以前から資材置場として利用されており、農地として利用することは困難と思いますので、何ら問題はないかと思えます。

議 長 　　ありがとうございます。ほかに質疑はございませんか。

（「異議なし。」の声あり）

議 長 　　異議がないようですので、議案第 4 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。（全員挙手）全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。

議案第 4 号については、原案のとおり決定いたしました。

議 長 　　以上で、第 22 回 農業委員会定例総会の議案事項の全てを終了いたします。